

## 令和 8 年 5 月 25 日定例記者会見

### 【市長あいさつ(要旨)】

本日の記者会見は、令和 8 年小牧市議会第 2 回定例会提出議案が主な案件となる。

上程議案数は、条例案 4 件、一般議案 3 件、専決処分承認案 2 件、補正予算案 1 件、人事案 14 件の合計 24 件を予定している。

また、家庭用フロンガス使用製品の戸別収集実施について、小牧市ふるさとアンバサダー制度についても説明させていただく。

そして、急遽になるが、燃やすしかないごみ用指定袋に関する臨時措置についても説明させていただく。

### 【説明要旨】

#### ■令和 8 年小牧市議会第 2 回定例会提出議案について

##### [条例案]

##### 小牧市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするもの。

##### 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

##### ● 個人市民税

- (1) 所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は公的年金等受給者の扶養親族等申告書を市長に提出しなければならないこととするもの。
- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限を撤廃するもの。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、その対象となる家屋の居住年を令和 12 年まで延長するもの。
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区

域又は浸水被害防止区域内にあるときは、本特例の適用をしないこととするもの。

(5) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により申告を通じて所得割を課することとするもの。

- 固定資産税の免税点

家屋は30万円に、償却資産は180万円に引き上げるもの。

### 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市が収集する一般廃棄物に、処分に特別な処理を要する廃棄物であって規則で定めるものとして、「特定ごみ」を追加し、特定ごみの収集、運搬、及び処分に係る手数料の額を1個につき1,050円とするもの。

### 小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例の制定について

市道に接続する区域の工作物等が市道の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は市道の交通に及ぼすべき危険を防止するため、市道の沿道区域の指定の基準を定めるもの。

## [一般議案]

### 水槽車の取得について

水槽車1台を取得しようとするもので、  
取得金額は7,667万円、  
契約の相手方は株式会社モリタ名古屋支店で、  
契約の方法は7者による指名競争入札である。

### 高規格救急自動車の取得について

高規格救急自動車1台を取得しようとするもので、  
取得金額は3,201万円  
契約の相手方は日産愛知販売株式会社で、  
契約の方法は7者による指名競争入札である。

## 蒸気回転釜の取得について

蒸気回転釜 5 台を取得しようとするもので、  
取得金額は 2,332 万円  
契約の相手方は株式会社中西製作所名古屋支店で、  
契約の方法は 7 者による指名競争入札である。

## [専決処分承認案]

### 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 個人市民税
  - (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和 12 年度分まで延長するもの。
  - (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和 11 年度分まで延長するもの。
- 固定資産税及び都市計画税
  - (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、アからオまでに掲げる発電設備の課税標準を、その価格にそれぞれ規定する割合を乗じて得た額とするもの。
    - ア 一定の太陽光発電設備 2 分の 1
    - イ 一定の水力発電設備 規模により 2 分の 1 又は 4 分の 3
    - ウ 一定の地熱発電設備 規模により 2 分の 1 又は 3 分の 2
    - エ 一定のバイオマス発電設備 2 分の 1
    - オ 一定の風力発電設備 設置の根拠法により 5 分の 3 又は 3 分の 2
  - (2) 一定のバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物に該当する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、減額する額を当該家屋に係る税額の 3 分の 1 に相当する額とするもの。
- 軽自動車税
  - (1) 環境性能割を廃止し、種別割の名称を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うもの。
  - (2) 軽自動車税（種別割）における軽減税率措置について、令和 8 年度及び令和 9 年度の取得分については、取得の翌年度のみ一定のものに限り軽減税率制度を適用することとしたもの。

## 小牧市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円に引き上げ、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる所得の基準について、これらの額の 5 割を減額する基準については、被保険者等 1 人あたりに加算する金額を 31 万円とし、これらの額の 2 割を減額する基準については、被保険者等 1 人あたりに加算する金額を 57 万円とするもの。

令和 8 年 4 月 1 日から施行する子ども・子育て支援納付金課税額について、

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円とするもの。
- (2) 国民健康保険税を減額する額のうち 18 歳以上子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を、表のとおり定めるもの。

総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額。以下同じ。)を超えない世帯	43 円
総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 31 万円(改正前 30 万 5 千円)を加算した金額を超えない世帯	30 円
総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 57 万円(改正前 56 万円)を加算した金額を超えない世帯	12 円

- (3) 出産被保険者について、子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額を減額する額は、18 歳以上被保険者均等割額の 12 分の 1 の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額としたもの。
- (4) 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者がいる場合は、当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額としたもの。

### [補正予算案]

#### 《令和 8 年度小牧市一般会計補正予算(第 1 号)》

##### ● 歳出

庁舎施設管理事業の修繕料は、非常用発電設備の始動用蓄電池について、

法定点検の結果、異常があったことから取り替えるもの。

ラピオ設備修繕負担金は、ラピオビルの大規模修繕を実施するため、持分割合に応じた修繕負担金をそれぞれ計上するもの。

アジア・アジアパラ競技大会関連事業は、パークアリーナ小牧で開催されるバレーボール競技に市内小中学生を招待するため、移動手段として大型バスの借上料及び観戦のための入場料を計上するもの。

- 繰越明許費補正

いずれも、ラピオ設備修繕負担金に関するもので、大規模修繕の施工にあたり必要となる外部足場の設置時期を検討した結果、年度内完了が見込めないため、繰り越すもの。

- 地方債補正

いずれも、ラピオビルの大規模修繕に伴うラピオ設備修繕負担金の計上に伴い増額するもの。

## [人事案]

### 《小牧市農業委員会委員の任命について》

委員 14 人の任期満了に伴うもので、議案第 64 号から議案第 73 号までの委員 10 人は再任、議案第 74 号から議案第 77 号までの委員 4 人は新任の委員である。

## ■家庭用フロン使用製品の戸別収集実施について

本市では、これまで家庭から出るフロン使用製品については、市民の皆様自身で処理業者にフロン回収処理を依頼した後、「金属類」として指定日にごみ集積場へ排出するよう周知してきた。しかしながら、中にはフロン処理がされないまま排出され、不法投棄される事例が毎年発生していたことから、本市では、適正処理を徹底し、市民の皆様のご利便性と負担の公平性を確保するため、令和 8 年 4 月からフロン未処理の製品であっても、小牧岩倉エコルセンターへの直接搬入を可能とした。

今回はそれに続く新たな支援として、自ら小牧岩倉エコルセンターへ搬入することが困難な世帯に対応するため、市が有料で戸別収集を行う制度を新設する。この新たな制度の対象品目は、エアコンや冷蔵庫など家電リサイクル法対象品目を除く、除湿機、空気清浄機などの家庭用のフロン使用製品で、収集方法は、現在の粗大ごみと同じ戸別収集方式である。事前申込みは、電話受付のみとなる

おり、処理手数料は1個当たり1,050円で、市内の指定取扱店（41ヶ所）で粗大ごみ及び特定ごみ処理手数料納付券を購入し、製品に貼り付けて自宅前などに排出していただく。制度の開始は、令和8年7月1日を予定している。

本事業により、適正処理の促進、環境負荷の低減、市民の皆様の利便性の向上等が実現できると考えている。

#### ■中東情勢の影響に伴う燃やすしかないごみ排出の臨時措置について

現在、本市の指定ごみ袋については、複数の事業者により製造されており、令和8年度に必要な数量は確保、納品されている。しかしながら、中東情勢の不安定化の影響により、市内一部地域の小売店舗において、買いだめや買い占めが発生し、一時的に品切れとなる事例が見受けられた。

そのため、燃やすしかないごみの指定袋が一時的に購入できない場合は、6月30日までの臨時措置として、指定袋以外の袋での排出を可能とした。

#### ■「小牧市ふるさとアンバサダー」制度の創設について

この制度は、市にゆかりがあり、各分野において卓越した活動実績を有する方に対し、「小牧市ふるさとアンバサダー」を委嘱し、市の知名度向上やイメージアップに寄与する活動を公式に認定するとともに、都市ブランドの強化及び市民の郷土愛（シビックプライド）の醸成を図ることを目的に創設するものである。

制度創設にあたり、アンバサダーの第1号として、小牧市在住アーティストの奥山優さんを委嘱する。奥山さんは、こまきアールブリュット展での市長賞受賞をはじめ、保育園や幼稚園、小学校などへの絵本寄贈、小牧市ふるさと納税の返礼品として、原画・ポスター・グッズを採用させていただいているほか、こまきこども未来館に絵がデザインされたベンチを寄贈いただくなど、これまでの活動が本事業の目的と合致している。また、話題や地域貢献、社会貢献の実績が多数ある。この委嘱に伴い、6月8日午前10時から市役所本庁舎5階の公室において、委嘱状交付式を行う。